

青葉区バドミントン協会規約

第1章 総則

第1条 この会は、青葉区バドミントン協会（以下、本会）と称する。

第2条 本会は、青葉区体育協会に加盟し、その活動に協力する。

第3条 本会は、事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的と事業

第4条 本会は、バドミントンを通じて区民の健康増進と親睦を図り、併せてバドミントン競技の振興を図る。

第5条 本会は、この目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 競技会の開催
- 2) バドミントン競技の指導普及
- 3) 他の団体との連携協力

第3章 組織

第6条 本会は、本会に登録する次の各部のクラブによって組織する。

- 1) 一般男子の部
- 2) 一般女子の部
- 3) レディースの部（運営は別に定める）

第7条 本会への新規クラブ登録は総会の承認により、脱退は総会の確認によって成立する。登録の資格と手続きは、第8章 登録クラブ に定める。

第8条 本会の年度活動期間は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 1名 |
| 3) 理事長 | 1名 |
| 4) 副理事長 | 1名 |
| 5) 常任理事 | 8名程度（会計1名を含む） |

（『別紙1』ウェイティングリスト』に基づき、理事より推薦する）

- 6) 理事 加盟クラブより 各1名 (クラブ代表理事)
但し、諸事情により会長推薦理事を置くことができる。
- 7) 会計監査 2名 (常任理事を兼ねることはできない)

第10条 クラブ代表理事以外の役員は、総会の議決によって選出する。

選出方法は、『別紙1』ウェイティングリスト』に記載された順位に基づくものとする。

ただし、年度途中で欠員が生じて補充が必要になったとき、その補充も上記の選出方法とし、常任理事会の議決による。補充役員の任期は当年度内とする。

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し、統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合に代行する。
- 3) 理事長は、事務局として本会の運営実務を取りまとめる。
- 4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合に代行する。
- 5) 常任理事は、上の4役と共に常任理事会を構成し、本会の運営を審議し実行する。
- 6) 理事は、総会において重要事項の審議を行うと共に、組み合わせ会議、大会運営など、本会の運営に協力する。
- 7) 会計監査は、本会の財務が適正に運営されているかどうかを監査する。

第12条 クラブ代表理事を除く役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第13条 本会に顧問を置くことができる。ただし議決権は持たない。

第5章 会議

第14条 総会を最高議決機関とする。

- 1) 構成 第9条に定める役員とする。
- 2) 成立 全構成員の3分の2以上(委任状を含む)の出席とする。
- 3) 議決 出席者の過半数の同意による。賛否同数の場合は議長が決定する。
- 4) 議長 会長が務める。
- 5) 定期総会 年1回開催し、次の事項を審議決定する。
 - ① 事業実績と決算報告の承認に関する事
 - ② 事業計画と予算の承認に関する事
 - ③ 規約と細則の改訂に関する事
 - ④ 役員を選任に関する事
 - ⑤ 新規登録クラブの承認に関する事
 - ⑥ その他の重要な事項
- 6) 臨時総会 会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

第15条 常任理事会を総会に次ぐ決議機関とし、本会の円滑な運営をはかる。

- 1) 構成 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事とする。

- 2) 成立 全構成員の半数以上の出席とする。
- 3) 議決 出席構成員の3分の2以上の同意による。
- 4) 議長 会長が務める。
- 5) 付議事項 本会の円滑な運営に必要な事項
- 6) 開催 会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の半数以上の請求があったときに開催する。
- 7) 退会勧告権 登録クラブがその資格を果たしていない場合、総会へ提案する。

第6章 会計

第16条 本会の会計は、会計年度ごとに予算、決算を明らかにし、公正に運営する。

- 1) 会計は、本会の会計事務を取り扱う。
- 2) 本会の振替口座及び預貯金口座の住所は会計宅に置き管理を行う。
- 3) 現金の収支に関する伝票には、役員の認印または署名を要する。
- 4) 会計帳簿は常に完備していなければならない。
- 5) 少なくとも年1回は会計監査を受けなければならない。
- 6) 現金の収支に関する伝票及び領収書等は5年間保存する。
- 7)

第7章 専門委員会

第17条 本会の円滑な運営のために、理事長のもとに、第19条に定める委員会を置くことができる。

第18条 委員は、常任理事会において役員の中から選出する。

第19条 委員会の役割は次のとおりとする。

- 1) 総務委員会
登録クラブの名簿の管理、登録クラブとの連絡
本会活動の記録の集約と管理、会議の議事の記録と管理
- 2) 大会運営委員会
競技会の企画と運営の主導、競技会の記録と広報
青葉区代表選手の選考

第8章 登録クラブ

第20条 本会に登録するクラブは、『一般男子の部』か『一般女子の部』に団体として所属する。男女同じ名前のクラブであっても、それぞれ別のクラブとして扱う。

第21条 登録クラブの資格は次のとおりとする。

- 1) 青葉区で活動している（練習や大会参加）クラブであること。
なお、新規登録を希望するクラブの場合は、選手登録者の50%以上が青葉区民、青葉区在勤者あるいは青葉区在学者のいずれかであること。

2) 6名以上の登録選手を擁し、原則として団体戦に出場できること。

3) クラブ代表理事を選出し、本会の活動に協力すること。

クラブ代表理事：総会及び組み合わせ会議への出席、大会運営役員など。

登録選手：本会主管大会等への参加、審判員養成、区代表選手としての県・市大会出場など。

4) 本会の要請に対し、団体戦参加チーム数を基本とした人数で当番制に協力する。

第22条 新規クラブの登録手続きは次のとおりとする。

1) 時期：年度初めに行う総会での承認が必要なため、3月中に登録の手続きをする。

2) 用紙：『登録申込書』を理事長に提出する。

3) 費用：入会金 5,000円
年間登録費 5,000円
選手登録費 500円（一人につき）

第23条 既登録クラブの継続登録の手続きは次のとおりとする。

1) 時期：総会前の指定期間に登録する。

2) 用紙：『登録申込書』を理事長に提出する。

3) 費用：年間登録費 5,000円
選手登録費 500円（一人につき）

第9章 選手の登録資格

第24条 本会への選手の登録資格は次の条件を満たしていることとする。

1) 本会に登録しているクラブに所属していること。

2) 義務教育修了者であること。

3) 青葉区に住んでいることを原則とする。

4) ただし、3)に当てはまらない場合でも本人の希望により次の条件で登録を認める。

* 青葉区内に勤務していること。

* 青葉区内に通学していること。

* 青葉区近隣に住み、本会に登録したい事情がはっきりしていること。この場合は会長及び副会長の承認が必要となる。

近隣とは、練習や大会出場など青葉区での活動が可能な範囲をいう。

事情とは、引っ越し後も従来のクラブで練習を続けていて継続登録を希望していることなどを指し、単に強い選手を引っ張りたいなど他の協会に迷惑を及ぼしかねない場合は承認しないことがある。

第25条 原則として第24条の登録資格を満たしていなければ、選手登録はできない。ただし、事情があってクラブとしての登録ができない人のために、よい方法が出来るまでの臨時的な方法として『青葉区協会クラブ』を設けて選手登録をし、団体戦以外の大会に出場することを認める。この登録手続きは次のとおりとする。

* 『登録申込書』を理事長に提出し、会長、副会長の承認で登録ができる。

* 費用：年間登録費 1,000円（一人につき）

選手登録費 500円（一人につき）

※ 事情とは

1. 既存の登録クラブが消滅したが、青葉区での活動を希望する。（消滅の前年度登録者）
2. 青葉区在住、在勤または在学者で、既存の登録クラブへの加入または新規クラブ結成を検討中である。

第26条 本会への選手登録の手続きは次のとおりとする。

- 1) 時期：本会への継続選手登録は、クラブの登録申し込みの際に行う。
選手の追加登録は、随時受け付ける。ただし、以下の期間を除く。
 - ・ 監督会議後から団体戦までの期間
 - ・ 追加登録の受付停止を指定した期間（オープン大会の受付期間など）
- 2) 用紙：継続選手登録は、『登録申込書』を理事長に提出する。
追加選手登録は、『追加登録申込書』を理事長に提出し、会長及び副会長の承認を受けて登録される。
- 3) 費用：選手登録費 500円（一人につき）

附則－1

1. 本規約は、平成7年4月1日より実施する。
2. 平成12年5月21日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
3. 平成20年4月27日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
4. 平成24年4月15日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
5. 平成25年4月7日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
6. 平成26年3月30日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
7. 平成27年4月19日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
8. 令和5年4月15日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
9. 令和6年4月20日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。

附則－2

本規約に付随する細則を以下のとおりとする。

細則－1 本会主管大会について（平成20年4月1日）

1. 平成24年4月15日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
2. 平成25年4月7日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
3. 平成28年4月17日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。
4. 令和5年4月15日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。

細則－2 表彰規定について（平成20年4月1日）

1. 令和5年4月15日に一部を改訂し、同年4月1日より実施する。

【別紙1】

ウェイティングリスト（男女同一クラブ）

平成25年4月1日 作成

令和6年4月20日改訂

順位	チーム名
1	かのえ
2	ウイステリア
3	緑ウイング
4	健志台クラブ
5	ウォーターファール
(常任理事が所属しているクラブは、 記載しておりません)	

順位の基準について

選抜方法1 常任理事が選出されていないクラブ

(登録期間が長い方を優先、同期間の場合は登録人数が多い方を優先)

選抜方法2 過去に常任理事が選出されたが、現在は未選出のクラブ

(未選出の期間が長い方を優先、同期間なら登録人数が多い方を優先)

このリストは、常任理事の新任、退任時に改訂する。

細則-1 本会主管大会について

1. 出場資格、昇部降部など

1) 区民ダブルス大会

- * 出場資格：青葉区民、青葉区在勤・在学者、本会登録選手
1名は上記資格に該当しない者でも可とする。
- * 昇部：前参加大会で、1部を除く各部の1位と2位の者は上位の部に申し込まなければならない。ただし、大会参加者の少ない場合には1位のみとすることがある。(表彰時に明示する)
- * 降部：前参加大会で、予選リーグで1勝もできなかった者は、一つ下の部に申し込むことができる。ただし、棄権やオープン試合があつて決勝トーナメントへ進んだ場合を除く。

2) シングルス大会

- * 出場資格：本会登録選手
- * 昇部：区民ダブルス大会と同じ。
- * 降部：区民ダブルス大会と同じ。

3) 年齢別大会

- * 出場資格：本会登録選手 1名は上記資格に該当しない者でも可とする。
- * 選手の年齢は、大会開催日現在で判定する。
- * 年齢より若いクラスへの申し込みは認める。

4) オープン大会

- * 出場資格：義務教育修了者
- * どの部に申し込むかは自己申告によるが、従前の戦績によっては変更を要請することがある。

5) オープン混合ダブルス大会

- * 出場資格：義務教育修了者
- * どの部に申し込むかは自己申告によるが、従前の戦績によっては変更を要請することがある。

6) 団体戦

- * 出場資格：本会登録選手
- * 出場可能人数は4名以上とする。複数チームをエントリーしている場合は、最下位チームのみ4名以上とする。
- * 各部4チームで構成し、1部を除く各部1位は上位の部へ昇部する。
- * 複数参加チームがオープン試合となった場合は、どのランクのチームをオープン試合にするかは、そのクラブに一任する
- * メンバーチェンジは2名までとし、3名を超える場合はオープン試合の扱いとする。
- * 複数参加チームがオープン試合となった場合は、どのランクのチームをオープン試合にするかは、そのクラブに一任する
- * メンバーチェンジは2名までとし、3名を超える場合はオープン試合の扱いとする。

2. 資格審査

- 1) 理事長及び大会運営委員会は、組み合わせ会議までに資格審査を行い、申し込みの部の変更の必

要を認めた場合は、本人またはクラブ代表に確認あるいは変更要請を行う。

2) 申し込みの部は、前大会まで（最近3年間）の成績を参考に確認する。パートナーが異なる場合には直接の参考からは除外する。ただし、複数のパートナーとの成績を以って、申し込みの部の変更の必要を認めた場合は、本人またはクラブ代表に確認あるいは変更要請を行う。

3. 棄権、出場取り止め

1) 大会申込締切り後の棄権、出場取りやめに対する参加費の返却は行わない。

2) 組み合わせ会議後のパートナー変更、選手の交替は原則として認めない。

3) 認められないパートナーの変更や選手の交替があった場合は、対戦相手の了解の下に、オープン試合としての参加を認める。

4. 青葉区代表選手の選考

1) 本会が主催する大会における成績優秀者の中から代表選手を選考し、以下の大会への出場を依頼する。

* 神奈川県 協会対抗バドミントン大会（一般団体戦）

* 神奈川県 協会対抗（年齢別）バドミントン大会（年齢別団体戦）

* 横浜市スポーツ交流各区対抗バドミントン大会

2) 第24条の選手の登録資格の4)によって登録した選手は、青葉区大会の成績優秀者でも代表になれないことがある。

細則-2 表彰規定について

1. 本会の会員が、各種大会で好成績を収めた場合に、本会の規定により表彰し、記念品を授与し榮譽を称える。
2. 本会主管の各大会における 3 年連続優勝者に対して、技能賞を授与する。
 - 1) 本会団体バドミントン選手権大会（クラブ・選手 6～8 名に授与）：最上部リーグ戦
 - 2) 本会ダブルスバドミントン選手権大会（同一ペアであること）：最上部種目
 - 3) 本会シングルスバドミントン選手権大会：最上部種目
 - 4) 本会混合ダブルスバドミントン選手権大会（同一ペアであること）：最上部種目
3. 神奈川県バドミントン協会（以下県協会）主催大会での好成績（選手）に対して
総合バドミントン選手権大会優勝者に対して
シングルス戦、ダブルス戦、混合ダブルス戦の優勝者へ
4. 本会代表選手による県協会及び横浜市協会主催大会での 3 年連続優勝に対して
 - 1) 協会対抗バドミントン大会（一般団体戦）
 - 2) 協会対抗（年齢別）バドミントン大会（年齢別団体戦）
 - 3) 横浜市スポーツ交流各区対抗バドミントン大会
5. 本会登録クラブ及び選手が本会の名声を高めた行為に対して
6. 本協会の運営において顕著な功績があった者に対して、「青葉区バドミントン協会功労賞」として定期総会にて表彰し、記念品を授与し榮譽を称える。
 - 1) 常任理事として 5 年以上、活動した者。
 - 2) 同一年度内には原則 2 人以内とする。
 - 3) 青葉区のスポーツ協会表彰者を除く。